

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川上流総合管理所長 津久井 正明
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 吉野川上流総合管理所消防設備点検業務(オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 愛媛県四国中央市新宮町馬立1144 独立行政法人水資源機構 新宮ダム管理所 外15箇所
(四国4県に所在する吉野川上流総合管理所が管理する施設、宿舍等)
3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 令 和 8年 2月 28日 まで
4 内 容 等 本件は、吉野川上流総合管理所が管理する管理所、宿舍等に設置している消防設備について、消防法に基づく消防設備の機器点検及び総合点検を行い、点検結果を消防署へ報告するものである。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見 積 参 加 要 件 ①次の認定を受けていること。
機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「役務の提供」の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録していること。
②本店、支店又は営業所が徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のいずれかに所在すること。
3 見 積 書 等
1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
2) 提 出 方 法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
3) 見 積 書 提 出 期 限 令 和 7 年 9 月 16 日 12:00 まで
4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所 経理課
FAX番号 0883-72-0727
5) 担 当 者 経理課 松岡 福井
6) 質 問 書 提 出 期 限 令 和 7 年 9 月 11 日 12:00 まで
7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年9月18日16時までとします。
9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
6 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の**支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。**
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

仕様書交付希望届

宛 先	独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所						
	経理課 松岡 福井宛						
	電話番号	0883-72-2050	FAX番号	0883-72-0727			
発信者 (※必須)	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
件 名	仕様書等の交付依頼						
<p>以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。</p> <p>○見積依頼件名 吉野川上流総合管理所消防設備点検業務(オープンカウンター方式による)(オープンカウンター方式による)</p> <p>○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="343 1500 880 1608"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>○見積辞退について 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p>							